

共済組合加入手続について

地方職員共済組合大阪府支部

大阪府に採用された方は、法の定めにより採用日から地方職員共済組合に加入（健康保険及び年金）する必要があります。

具体の加入手続としては、新規採用職員研修中に総務事務システム（SSC）で組合員資格取得届出を行います。その際、「基礎年金番号」及び「個人番号（マイナンバー）」が必要となります。以下の説明を確認のうえ、【準備資料】及び別紙の様式（※SSC入力後に提出）を事前に準備していただきますようお願いいたします。

1 基礎年金番号

【事前準備】

- ご自身の基礎年金番号がわかる書類（年金手帳、ねんきん定期便等）から、次ページの別紙所定欄に基礎年金番号を記入

注意事項

- ・ 20歳以上の方で、基礎年金番号が分からない方は年金事務所で確認して下さい。年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失された方は、年金事務所で再交付の申請をしてください。
- ・ 基礎年金番号が複数ある方は、年金事務所で番号の統合を行ったうえで、統合後の番号を記載してください。
- ・ 基礎年金番号が入力できないと、資格取得届出入力が完了（20歳未満の方で基礎年金番号が付与されていない方を除く）できません。必ず事前に基礎年金番号を確認し、手続時に入力が完了するよう準備してください。

2 個人番号（マイナンバー）

【事前準備】

- 総務事務システム（SSC）への個人番号を登録する際に、「個人番号（マイナンバー）カード」等個人番号がわかる書類（※）と照らし合わせて入力していただき、入力後、正しく入力されているか研修担当者が確認しますので、必ず個人番号カード等を持参してください。

※「個人番号カード」、「個人番号通知書」又は「個人番号が記載された住民票」の何れかで、「原本」又は「氏名と個人番号が写っている鮮明なコピー」

注意事項

- ・ 個人番号（マイナンバー）の入力をされない場合、共済の組合員資格情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけが行えず、診療等に支障が生じる可能性があります。

(資格取得届出入力後に提出)

基礎年金番号及び

個人番号（マイナンバー）報告書

職員番号							氏名	
------	--	--	--	--	--	--	----	--

1. 基礎年金番号

基礎年金番号					—					
--------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

2. 個人番号（マイナンバー）

住所（注）	組合員資格取得届に記載の住所(居所)と 住民票上の住所が	☐ 同一	☐ 異なる
異なる場合 (住民票上の住所)			
個人番号 登録確認	SSC に登録 ☐ 済 ☐ 未		
	「個人番号カード」、「個人番号通知書」又は「個人番号が記載された住民票」を必ず持参していただき、正確に登録してください。		

注：住民票上の住所が実家等にある場合で、実際の居所が別にあるときは「異なる」を選び、住民票上の住所を記入してください。なお、通勤手当等の申請における住所は実際の居所となりますので注意してください。

【記入・入力等要領】

- ① 職員番号、氏名、基礎年金番号、住民票上の住所（事業主（大阪府）に届け出ている住所と異なる場合）を記入してください。
- ② 基礎年金番号は、新規採用研修時に研修担当者の指示に従って、記入済みの「本票」を基に、SSC に登録してください。
- ③ 個人番号は、新規採用研修時に研修担当者の指示に従って、記入済みの「本票」と持参していただいた「個人番号カード」に基づき、SSC に登録してください。
- ④ 基礎年金番号及び個人番号を登録後、「本票」を総務サービス課に提出してください。

【参考】個人番号（マイナンバー）の取得に係る事業主（大阪府）の通知

平成28年12月9日

職員各位

総務部人事局長

人事・給与事務における個人番号の取得目的と個人番号の提供について（依頼）

平成28年1月以降、税・社会保障の手続きで職員及びその扶養親族の個人番号の記載が必要になります。

人事・給与事務においては、下記の6つの事務で、個人番号の取得・提供が必要になりますので、あらかじめ取得する目的を明示するとともに、個人番号の提供にあたり御協力いただきますようお願いいたします。

なお、職員の扶養親族（共済組合の被扶養者を含む。）の個人番号の取得が必要となる場合には、取得の前にあらかじめ この書面を扶養親族に示していただくようお願いいたします。

記

- ①給与所得・退職所得等の源泉徴収に関する事務
- ②住民税に関する事務
- ③財産形成住宅・年金貯蓄に関する事務
- ④雇用保険法に関する事務
- ⑤健康保険法・厚生年金保険法に関する事務
- ⑥地方公務員等共済組合法に関する事務